

金融機能強化法等の改正で、 地域金融機関の経営基盤強化を促す

システム共同化や経営統合を視野に入れ、 支援制度活用を検討も

2026年5月7日に「金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、改正法）が公布され、6月25日に全面施行された。改正法は、人口減少等の環境変化の中で、地域金融機関等が経営基盤の強化を図り、地域経済に貢献する役割を十分に発揮していくための環境整備の一環として、資本参加制度や資金交付制度の期限延長・拡充などを行ったものである。本稿では、その経緯や改正内容のポイントについて解説する。

金融庁

企画市場局 総務課

信用制度参事官室

課長補佐

村上啓

課長補佐

藤田 梨恵子

法改正の背景にある

地銀等の経営リスク増大

人口減少・少子高齢化が進行する中で地域が持続的に発展していくため、いわば「地域金融

力」のさらなる発揮が求められている。

この地域金融力とは、有望なプロジェクトへの資金供給にとどまらず、幅広い金融仲介機能を発揮しながら、地域経済に貢献する力のことだ。その際に、

地域金融力の担い手として期待される地域金融機関やその他の主体が、持続可能性を確保しつつ、その役割を十分に発揮できるための環境整備を進める必要がある。

地域銀行をはじめ地域金融機

関は、引き続き十分な健全性を有している。一方で、2023年12月以降、特に信用金庫・信用組合において、個人預金量が前年同月比で減少する機関数が増加する機関数を上回るなど、その経営状況には二極化の兆候

が見られる。預金減少に直面する地域金融機関では、中長期的に経営の選択肢が狭まる可能性があるほか、大規模な自然災害や新たな感染症の蔓延等が生じれば、経営基盤が大きく損なわれる恐れもある。

こうしたなか、金融庁金融審議会の下に「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」が設置され、25年9月から12月にかけて地域金融力の強化に必要な方策について審議が行われた。また、金融庁は金融審議会における議論も踏まえつつ、①地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決、②地域金融力発揮のための環境整備に関する施策——を取りまとめ、同年12月に「地域金融力強化プラン」を公表した。

同プランにおいては、金融機能強化法（注）に基づく資本参加制度と資金交付制度について、26年3月末に迫っていた申請期限を延長し、併せて制度の拡充

等を行う方針が示された。これらは、地域金融機関等が経営基盤の強化によって十分なリスクテイク余力を確保しつつ、引き続き地域経済を支えていくための環境整備の一環と位置付けられる。

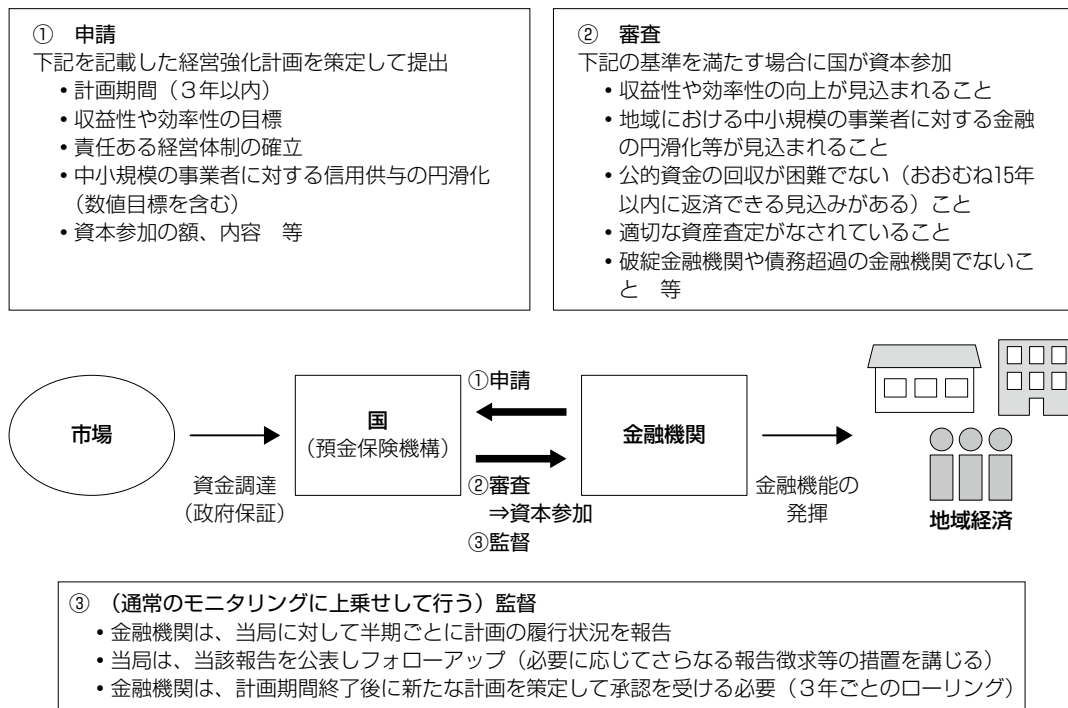
こうした内容を盛り込んだ改正法は、26年4月24日に成立し、5月7日に公布された。また、期限延長に係る改正は公布日に、それ以外の改正は関連する政令・内閣府令等の整備と併せて6月25日に、それぞれ施行されている。以下では、改正内容のポイントを紹介する。

資本参加制度を「当分の間」の措置に

資本参加制度は、自己資本の充実ににより経営基盤を強化しようとする地域金融

〔図表1〕

資本参加制度（概要）



（出所）金融庁（図表2も同じ）

んでいる。

将来リスクをにらみ、 特例を常設化

機関等に対し、国（預金保険機構）が優先株式の引き受け等による資本参加を行う制度である（図表1）。申請期限は、04年8月の金融機能強化法の施行以降、リーマンショックや東日本大震災、新型コロナウイルス感染症等による経済情勢の変化等に対応してきた。これまで、4～5年程度の幅で延長が重ねられ、改正前の期限は26年3月末となっていた。

こうしたなか、改正法では、地域金融機関等に求められる役割の発揮や経営基盤強化の必要性を踏まえ、資本参加制度を短期的な経済情勢の変化への対応だけではなく、地域の人口減少等の構造的な課題に対応していくために必要な制度として位置付け直し、「当分の間」の措置とした。また、このように特定の期限を定めない制度とした上で、今後5年ごとに制度の施行状況等を検証し、必要に応じて見直しを検討する規定も盛り込

資本参加制度においては、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響により自己資本の充実が必要となった地域金融機関等を対象に、経営強化計画の記載事項や審査基準を緩和した特例（以下、「震災特例」「コロナ特例」）が、いずれも法改正により整備されてきた。

これらの特例は、震災や感染症の蔓延により将来を見通しがたい状況で、地域の復興や地域経済の再生を支える地域金融機関等に活用されてきた。だが、申請期限は、震災特例については17年3月末、コロナ特例については26年3月末だった。

こうしたなか、南海トラフ地震をはじめ将来発生する恐れがある大規模な自然災害や新たな感染症の蔓延等に備える必要が

ある。そこで改正法では、震災特例に相当する資本参加の特例をあらかじめ制度的に整備し、必要に応じて個別の災害等を指定することで当該特例を適用できるよう措置した。これにより、災害等の発生後の迅速な対応を可能とし、地域の復興や地域経済の再生に必要な金融機能の発揮に万全を期す狙いがある。

資本参加先の適切な 経営管理等の確保

資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保に向けて、これまで一定の制度的枠組みは整備されていた。しかし、資本参加先の協同組織金融機関において、長年にわたり制度の趣旨に反する極めて不適切な行為が行われていたことが明らかとなった。

こうした状況を踏まえ、まずは資本参加先における自律的な取り組みが重要であるが、制度

面からも必要な規定の整備を行った。具体的には、改正法等に次の規定を盛り込んでいる。

- 外部有識者によるチェック機能を強化し、資本参加の方式にかかわらず、全件を金融機能強化審査会の事前意見聴取の対象とする

- 資本参加先の協同組織金融機関について、監査機能の強化の観点から、複数の員外監事（うち最低1人は主要な取引先およびその役員でないなどの十分な独立性が確保された者）の選任に関する事項を、経営強化計画に記載することを求める

- 当局が資本参加先の金融機関に対し、必要に応じて経営強化計画の変更を命ずる権限を創設する

資金交付制度の延長で 経営基盤強化を後押し

資金交付制度は、合併・経営統合等の事業の抜本的な見直し

を実施する地域金融機関等に対し、経営基盤強化に必要な追加的な初期コストの一部について国（預金保険機構）が資金交付を行う制度である。申請期限は、21年7月の施行から約5年間で確保し、26年3月末までとされていた。しかし、人口減少等の課題が深刻化するなか、今後も地域金融機関等の合併・経営統合等による経営基盤強化に向けた取り組みを後押ししていく必要がある。そのため、改正法において申請期限の延長を行った。

その際、一定の期限を区切ることとした。具体的には、資金交付制度と同様の政策目的を有する独占禁止法の特例法（注2）の廃止期限（30年11月）も意識しつつ、政策効果を発揮できるように、31年3月末まで（5年間の延長）とした。これは、将来を見据えた経営基盤の強化のための対応を早期に決断するインセンティブを確保するという制度趣旨や、資本参加制度と異なる

り、地域金融機関からの返済を求めない資金を交付する制度であって、財源に限りがあることなどを踏まえたものだ。

活用実績などを踏まえた制度拡充

改正法等においては、期限延長と併せて、これまでの活用実績等を踏まえた制度の拡充も行っている。例えば、交付対象行為に当事者である金融機関以外の者からの株式取得（例えば、公開買い付け）を通じた子会社化を追加したほか、交付対象経費に合併・経営統合に伴い生じるシステム解約違約金を追加した。また、他の金融機関の子会社化など、情報管理を徹底しつつ短期間で実行される経営統合があることも踏まえ、経営統合後でも、4カ月以内であれば申請を行えることとした。

また、図表2のとおり、交付上限額・補助率の引き上げも行

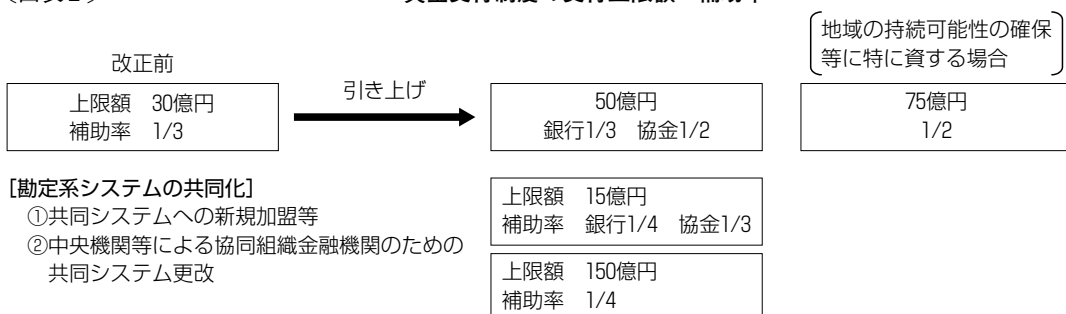
っている。これは、地域銀行の合併に係る資金交付のケースでは、いずれも交付予定額が上限額に達していたことなどを踏まえたものである。さらに、資本増強に関する業務改善命令を受けた金融機関を当事者とする合併・経営統合についてはインセンティブを強化すべく、通常よりも交付上限額・補助率を引き上げた。加えて、合併転換法（注3）に基づく業態を超えた合併についても、業態内と業態間の合併のイコールフットリングを確保すべく、同様に措置している。

勘定系システムの共同化を支援対象に

人口減少等が深刻化するなか、今後は合併・経営統合に限らず、業務の効率化を通じた経営基盤の強化に資する取り組みをいっそう強力に支援していく必要がある。このため、改正法では、

〔図表2〕

資金交付制度の交付上限額・補助率



中小の地域金融機関について、地域経済の活性化に向けた取り組みを行うことを前提に、業務の効率化に資する勘定システムとの共同化に関する資金交付の枠組みを整備した。申請期限は、システムの設計・開発に要する期間等を考慮し、36年3月末（約10年間）としている。

具体的な対象行為としては、内閣府令等において、①新たな共同システムの構築、②既存の共同システムへの新規加盟、③既存の共同システムの統合、④既存の協同組織金融機関の共同システムの更改——の四つの類型を規定している。また、交付上限額・補助率については、合併・経営統合へのインセンティブを弱めることにならないよう留意した（図表2）。

優先出資における 消却方法の弾力化

今般の改正においては、金融

機能強化法と併せて、優先出資法（注4）の改正も行っている。協同組織金融機関における資本調達、会員・組合員による普通出資を基本とするが、これを補完する手段として優先出資法に基づく優先出資制度が設けられており、会員・組合員以外からの出資も可能となっている。

優先出資の消却原資は、普通出資の増加分や剰余金に限られていた。そのため、協同組織金融機関において供与資本の返済を必ずしも柔軟には進められず、優先出資者にとっては投下資金の回収の見通しが立ちにくく、優先出資を行いつらい状況となっていた。

こうしたなか、改正法では、協同組織金融機関に対する優先出資を円滑に行えるような制度を整えて自己資本の充実を図る観点から、行政庁の認可や債権者保護手続きを設けた上で、優先出資の消却方法を弾力化した。具体的には、最低水準を上回る

自己資本が確保されているような状況下では、資本金等（資本金・資本準備金・法定準備金）を原資として優先出資を消却することを可能とした。

* * *

このように金融機能強化法等の改正は、人口減少等の構造的課題に直面する中で、地域金融機関等が経営基盤の強化を図るための環境整備の一環である。決して資本参加制度や資金交付制度の活用件数、あるいは合併や再編の件数を増やすこと自体を目的としているものではない。また、地域金融機関が置かれている状況は、その規模やビジネスモデル、所在する地域などによつてさまざまであり、画一的な対応を求めることは適切ではないだろう。今後、地域金融機関において、それぞれの状況や求められる役割を十分踏まえた上で、経営判断として必要があ

れば資本参加制度や資金交付制度も活用しつつ、自らの経営基盤の強化とそれを通じた地域経済への貢献が図られることを期待したい。

（本稿中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であり、所属する組織の公式見解を示すものではない。）

（注）1 金融機能の強化のための特別措置に関する法律

2 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律

3 金融機関の合併及び転換に関する法律

4 協同組織金融機関の優先出資に関する法律

むらかみ けい

17年金融庁入庁。25年から現職。

ふじた りえこ

16年金融庁入庁。25年から現職。